

## 平成 20 年度税制改正に関する要望

東京商工会議所

### 前文

財政健全化を実現するための大前提は国や地方が徹底的な歳出削減に取り組むことである。少なくとも「基本方針 2006」に明示された歳出削減シナリオの着実な実施が担保されなければ、国民負担の増加は到底容認できるものではない。さらに公務員制度改革や市場化テスト等による公務員総人件費や事業費のスリム化、IT 化等による医療給付の抑制などにより「基本方針 2006」を上回る歳出削減を具体化し着実に実施していくべきである。歳出削減が不十分なまま増税のみが先行することを強く懸念する。

今般の社会保険庁による年金記録漏れ問題において、会計検査院や総務省行政評価局といった行政監視機関がありながら、ずさんな管理が長期にわたって放置されたことに対して国民は強い不信感を抱いている。政府に対する信頼感がなければ、負担増に対する国民の理解を得ることは難しい。

わが国経済は、好調な外需等に支えられ、全体として回復基調にあるが、国内消費はまだ力強さに欠け、内外の厳しい競争に晒されている多くの中小企業にとっては景気回復を実感するまでには至っていない。「経済成長なくして財政再建なし」の立場を今後とも堅持し、企業の国際競争力の強化や中小企業の成長力の底上げを通じた高めの経済成長を実現することを最優先課題とすべきである。

なお、来年度予算概算要求において、社会保障関係費抑制の一環で、政府管掌健康保険への国庫負担を削除し、その削減分を民間企業による健康保険組合などに強制的に肩代わりさせる方針が示されたが、歳出削減の名を借りた実質的な増税であり到底ゆるされるものではない。

### 税体系の抜本改革についての考え方

平成 20 年度税制改正では税体系の抜本改革が予定されているが、その改革にあたっては、次の事項を念頭に取り組んでいただきたい。

#### 1. 税体系の見直し

平成 20 年度税制改正における税体系の見直しにあたっては、消費税を巡る議論に偏ることなく、公平、中立、簡素、活力という 4 つの原則に立ち、所得課税、消費課税、資産課税を総合的に改革することが重要である。

#### 2. 消費税問題

政府の経済財政状況の試算でも示されているとおり、2011 年度の基礎的財政収支の黒字化は、徹底的な歳出削減と高めの経済成長による税の自然増収により達成すべきであり、安易な消費税率の引き上げは避けるべきである。

その後の 2010 年代半ばの債務残高の安定的な引き下げに向けた歳入改革にあたっては、所得、消費、資産のバランスを十分に考慮した税のあり方を考え、はじめに消費税ありき

の議論は避けるべきである。

そもそも消費税は、景気に与える影響やいわゆる逆進性の問題にとどまらず、税額を価格転嫁できない中小企業者に負担が偏り実質的な不公平を招くという問題もある。さらに個別消費税や印紙税との二重課税の問題もあり、現行の税率水準であれば顕在化しないものの、いくつもの問題を抱えている。消費税については、この点も踏まえた検討が必要である。

### 3．中小企業の底上げ：基盤強化と生産性向上

大企業を中心とする主要企業の収益・投資構造の海外シフトが進むなか、わが国企業の99.7%、雇用の7割を占める中小企業は、わが国産業の主要な担い手として、地域の経済社会を支える中核的な存在として、今後ますます重要となる。このような中小企業の底上げと生産性の向上を図ることが日本経済全体の成長力を高める上で必要不可欠である。しかし現行の税制は必ずしもそのような枠組みになっておらず、むしろ税制が中小企業の成長の阻害要因となっている面がある。

まず第1に、事業承継に伴う過重な相続税負担は中小企業が自社の価値を毀損することなく次世代に承継することを困難にしている。本格的な世代交代期を迎えた現在、円滑な事業承継を実現することが喫緊の課題である。諸外国には相続税そのものが存在しない国もあり、すでに欧州諸国では事業用資産に係る相続税の大幅な軽減措置を導入している。経済のグローバル化が進むなか、わが国においても一日も早く包括的な事業承継税制を確立し、経営基盤の維持・強化を図ることが必要である。

また現行の法人税制では、中小企業の大多数を占める同族会社について特別規定を設けており、それが中小企業の経営活動を阻害している。もはや中小企業を取り巻く環境や中小企業の経営は、現行税法の創設当時と大きく異なっており、平成19年度税制改正における中小法人に対する留保金課税の廃止措置に続き、同族会社に係る現行税制の仕組みを早急に改め、中小企業を活性化させる税制として再構築することが必要である。

さらにわが国の税法では資本金1億円以下の法人を中小法人として、いわば中小企業と位置付けてきたが、中小企業政策全体の整合性もふまえ、今後、これを「3億円以下」へと引き上げることも検討課題である。

### 4．個人所得課税

納税者番号制度の導入による所得捕捉の改善や経済社会の変化に対応した諸控除の見直し等により、所得税は今後とも基幹税として位置づけていくべきである。

個々人の担税力の差異に配慮した控除制度については、今後、中長期的に所得控除から税額控除へとウエイトを移し、政策効果の向上、社会保障給付と控除制度の一体的な整備を図る。その過程で「還付方式」の税額控除制度の導入も検討するべき。

### 5．公益活動に対する税制支援

わが国の厳しい財政状況を考えると、政府（国や地方自治体）の役割を引き続き拡大していくことは困難である。さらに政府の画一的なサービスでは多様化するニーズに対応することは難しい。これまでの政府の役割を見直すとともに、国や地方が提供する公的サービスを民間の自発的な取り組みにより補完していく必要がある。

そこで、その担い手として期待される非営利法人の設立や運営が円滑に進むよう来年施行される新たな公益法人制度の税制面を整備するとともに、わが国において寄附文化を根

付させる観点から、寄附金税制を見直す必要がある。

## 6．資産課税

実物資産への課税は、土地・住宅に対する固定資産税や相続税の例に見られるように、資産の生み出す収益や資産の利用価値に比して課税上の評価額が過大となり、納税者にとって、その税負担が過重になる例が少なくない。客観性があり、経済合理性にも適った資産評価が行われるよう評価方式の改善が必要である。

また、資産は納税者個人の財産としての側面をもつと同時に、広く公益にも関わる非経済的価値や文化的価値を生む源泉でもある。例えば古くからの街並み、歴史的建造物、美術工芸品などである。このような資産に対する過重な課税は、地域コミュニティの衰退や文化の伝承の障害となる危険性がある。資産の持つそのような価値・役割を税制が毀損しないよう注意が必要である。

## 7．納税者の負担感軽減と納得感・納税意識の向上

中小企業にとっての税の負担感はその金額だけでなく、納税に伴う事務負担によるところも大きい。納税者の立場にたった納付手続きの整理、合理化が必要である。例えば各地に事業所を展開する企業にとって各自治体への納税手続きは煩雑であり、これらの手続きの統一をはじめ、最終的には国税、地方税、社会保険料、雇用保険料など全ての租税公課の徴収窓口を一本化して納税者の利便性の向上を図るべきである。

さらに政府(国や地方自治体)は、このような公的負担への国民の納得感を向上させる努力に注力する必要がある。具体的には、公会計制度の整備、特別会計の整理合理化等を通じて、国や地方自治体の情報開示を徹底し、財政状況の透明性の向上を図るべきである。さらに国民が自分の受益と負担の両方を把握できる仕組みを整備していく必要がある。

このような取り組みが、国民の納税意識の向上、税の使われ方への関心の高まり、政府に対する信頼感の向上にも繋がる。

## **平成20年度税制改正に関する要望事項**

平成20年度税制改正における個別具体的な要望事項は下記のとおりである。

記

### **．企業の国際競争力の強化と中小企業の成長力の底上げ**

#### 1．企業の国際競争力の強化

##### (1) 法人実効税率の引き下げと軽減税率の適用所得金額の引き上げ

OECD 諸国は過去6年間で平均5ポイント、法人実効税率を引き下げている。国際競争力を維持する観点から、わが国の法人実効税率(現行:40.69%)を引き下げている必要がある。

特に国内に留まって地域経済を支える中小企業の成長力を引き上げることは重要であり、そのような中小企業の負担軽減のため、法人税の中小企業軽減税率(現行:22%)を引き下げ、昭和56年以来据え置かれている適用所得金額(現行800万円)を引き上げるべきである。

## (2) 減価償却制度の見直し

減価償却制度は平成 19 年度税制改正により約 40 年ぶりの抜本改正が行われ、昨今の堅調な設備投資を下支えしている。今次改正では、技術革新の進展に対応した資本設備の法定耐用年数の短縮化や短縮特例制度の手続き簡素化、税務コストを削減するための償却区分の簡素化について、平成 19 年度税制改正大綱の趣旨を踏まえて確実に実現されたい。

## (3) 金融所得課税の一体化

上場株式等の譲渡益課税の軽減措置(平成 20 年末まで)や配当益の軽減措置(平成 20 年度末まで)が期限切れを迎えるが、「貯蓄から投資へ」という流れを促すため、これを機に、次の仕組みにより、金融所得課税の一体化の導入に踏み切るべきである。

イ．税率は現行の軽減措置と同様に 10%とする。

ロ．非上場企業やベンチャー企業などへの資金供給の円滑化を図る観点から、損益通算の対象として上場株式のみならず非上場株式やベンチャー株式も含める。

ハ．金融商品間で通算した結果、損失が残る場合、現行の上場株式等の譲渡損と同様に 3 年ないしは 5 年程度の繰越を認める。

ニ．金融所得の一体課税に伴う選択的納税者番号制度については、将来すべての納税者を対象にした番号制度への移行も想定した仕組みとする。

## (4) 特別法人税の廃止

今後、わが国の公的年金制度のスリム化が予想されるなか、企業年金・退職金の役割はますます重要になる。特別法人税は今年度末まで凍結されているが、そもそも年金運用時に課税される点で「拠出時・運用時は非課税、給付時に課税」という年金課税の原則に反しており、その存在自体を疑問視する声が強い。特別法人税は廃止すべきである。

## 2. 中小企業の底上げと基盤強化のための事業承継税制の確立

### (1) 包括的な事業承継税制の確立

事業用資産は、長年培われてきた経営ノウハウや技術の土台となるものであり、このような蓄積があって初めて、思い切った経営革新や新事業展開への挑戦が可能になる。継続事業体(ゴーイング・コンサーン)である企業が事業用資産を円滑に後継者に引き継いでいくことは、中小企業の底上げや生産性の向上、経営基盤の強化の大前提となる。

しかし、こうした事業用資産に相続税を課税することは、その本来価値を毀損するばかりでなく、それが生み出す雇用機会を喪失させ、地域経済ひいてはわが国経済にとって大きなマイナスをもたらすことになる。

このため、中小企業経営者が相続により資産を承継する際、事業用資産に係る相続税は、本来は非課税とすべきである。まずは、わが国においても欧州諸国と同様に、後継者が相続後一定期間、事業を継続することなどを条件に、非上場株式等の事業用資産に対する相続税負担を 8 割以上減免する包括的な事業承継税制を確立すべきである。

## (2) 取引相場のない株式の評価の見直し

取引相場のない株式は、中小企業が経営努力により企業価値を向上させるほど評価額が高くなり、換金性がないことから、後継者の相続税負担が重くなり、事業者の意欲を阻害する要因となっている。特に生前から被相続人の右腕として事業に携わっている後継者が努力をするほど、結果的に相続時の税負担が大きくなってしまふ。こうした企業や後継者のやる気を削ぐことのないよう、包括的な事業承継税制の確立に併せ、取引相場のない株式の評価の方法についても見直しを行うべきである。

具体的には、類似業種比準価額方式については、斟酌率の引き下げや利益率がゼロの前後で大きく評価額が異なる点の改善、国税庁が公表する類似業種株価の算出方法の公表などの見直しを行われたい。純資産価額方式については、将来その費用が生ずることが確実な引当金・準備金の負債計上、営業権における基準年利率の見直しなどの改善を図られたい。

## (3) 相続法上の問題（遺留分等）への対応

中小企業の事業承継においては、経営権と事業用資産をできる限り後継者に集中的に承継させていくことが非常に重要である。しかし現行の民法は遺留分（配偶者や子供等に民法上保障された最低限の資産承継の権利であり、原則法定相続分の半分）の規定を置いていることから、非後継者たる相続人が遺留分減殺請求権を行使した場合、後継者への事業用資産の集中が制限され、円滑な事業承継が阻害されることが起こり得る。これを避けるために、当事者間の合意に基づき、相続発生後の遺留分に係る紛争を防止するための手当てを包含する「事業承継契約（仮称）スキーム」を創設し、現行の遺留分放棄手続に比して簡素な手続により円滑な事業承継の実現を可能とする措置を講じられたい。

また、後継者に株式等が生前贈与され、後継者の貢献により株式等の価値が上昇した場合であっても、遺留分の算定の際は、相続開始時点で評価され、後継者の貢献度は考慮されないため、かえって相続人間の実質的公平を害することになりかねない。そこで、遺留分を算定する際に、株式の評価を生前贈与時点の価値に基づいて行うことができる等、後継者の貢献による株式の価値上昇分を後継者が保持できる制度の創設を講じられたい。

## (4) 特殊支配同族会社の役員給与の損金算入制限措置の完全廃止

本措置は、平成 19 年度税制改正において適用所得金額が引き上げられ、今後、対象となる企業が縮小することになった。しかし、そもそも本措置は、会社法の施行に伴い個人事業者が節税目的から安易に法人成りすることを防ぐという本来の制度趣旨とは異なり、実際には従業員規模及び業歴とも十分に備えた既存の同族会社までが対象となり、対象から外れるための株式譲渡や役員構成の変更が経営上のリスクを増大させかねないこと、個人所得税の概念を法人税に持ち込んだ点などいくつかの問題点がある。このようなことから、当所としては本措置の廃止を求めるものである。

## (5) 費用性の明らかな交際費の全額損金算入

交際費の損金不算入に関する中小企業者特例が平成 20 年度末で期限切れを迎える。しかしながら、企業において社会通念上必要な費用や業績拡張に資する透明性の高い費用については、企業経営の実態に即した税務処理を認めるべきであり、事業遂行上

必要かつ合理的な支出である交際費は損金算入を認めるべきである。

以上のことから、交際費は全額損金算入とする法人税本来の制度にもどすか、現行の特例を大幅に拡充して延長するべきである。

#### (6) 税法上の親族範囲の見直し

現行税法上、親族の範囲は、民法に定める親族の範囲に倣い、配偶者、6親等内の血族及び3親等内の姻族としているが、従来よりも血縁関係が希薄化している現在、この範囲はあまりにも広く、実際の判定も困難である。そこで税法上の親族範囲を民法上のそれとは切り離し、例えば直系血族及び3親等内の傍系血族・姻族とするなど、親族範囲を見直す必要がある。

#### (7) 期限切れを迎える特例措置の延長と拡充

中小企業の設備投資・研究開発等を支援する観点から以下の特例措置の延長・拡充を図るべきである。

- イ．少額減価償却資産の特例（取得価格30万円未満の償却資産の全額損金算入）の対象価額の引き上げと適用期限の延長。
- ロ．中小企業投資促進税制（取得またはリースした機械・装置、器具・備品、ソフトウェア等の30%特別償却または7%税額控除）について、対象を中古資産にも拡大し適用期限を延長。
- ハ．中小企業技術基盤強化税制（試験研究費総額の12%を税額控除、さらに増加額の5%を追加的に控除）について、税額控除限度額を引き上げ、対象となる試験研究費の範囲を試作品の販路開拓に係る費用などにも拡大し、上乘せ措置の適用期限を延長。
- ニ．試験研究費の総額に係る特別控除制度について、税額控除限度額を引き上げ、対象となる試験研究費の範囲を試作品の販路開拓に係る費用などにも拡大し、上乘せ措置の適用期限を延長。
- ホ．情報基盤強化税制（情報システム投資の10%税額控除または50%特別償却）について、対象を拡大したうえで適用期限を延長。
- ヘ．人材投資促進税制（増加教育訓練費の25%税額控除等）について、中小企業の教育訓練費の総額に対し税額控除を行う制度に拡充したうえで適用期限を延長。

#### (8) 印紙税の廃止

近年、インターネット等を利用した契約や商取引が急速に普及しているが、その一方で、当事者が契約に係る文書を作成・交付する従来型の取引形態も依然として存在している。前者の場合、印紙税の課税物件である文書が存在しないことから同税は不要であるが、後者は従来通り印紙税の対象となり、電子媒体の利用度合いの差が印紙税の課税上の不公平をもたらしている。

また、そもそも印紙税は、各種の経済取引に対し文書を課税対象として課税しているため、一取引について、契約書、領収書、約束手形など二重三重に発生することから大きな負担となっている。さらに消費税との二重課税であるという指摘もある。

以上のことから印紙税を速やかに廃止すべきであり、少なくとも非課税となる契約金額の大幅な引き上げ、税率の累進度の緩和などの見直しを図るべきである。

### ( 9 ) 欠損金の繰戻還付の復活

欠損金の繰戻還付および繰越控除措置は、事業年度課税制度の欠陥を是正するための措置であり、本来制限すべきでない。繰越控除期間は平成 16 年度改正により 5 年から 7 年に延長されたものの、繰戻還付措置は停止されたままとなっている。このたび創業 5 年以内の中小法人の繰戻還付措置が期限切れを迎える(平成 19 年度末まで)ことから、本措置を延長するか停止措置を廃止して全面的に復活するべきである。

## 3 . 消費税制度に係る問題点の解決

### ( 1 ) 簡易課税制度と本則課税制度の選択の柔軟化

現行制度では、消費税課税事業者選択届出書、消費税簡易課税制度選択届出書等の提出期日が課税期間の開始日の前日までとなっているものが多く、課税期間において課税方式等の変更ができず、納税者の混乱を招くことがある。

また課税期間が 1 年であるにもかかわらず、一度選択した課税方式等を 2 年間継続適用しなければならないことや免税事業者及び簡易課税事業者の判定は前々事業年度の課税売上高を基準としているため、経済情勢等に対応した柔軟な制度選択が難しい。とりわけ機動的な設備投資判断が求められる中小企業にとって、このような硬直的な制度が問題となることが多い。

以上のことから次のとおり制度を改めるべきである。

イ . 消費税の各種届出書及び承認申請書の提出期日を申告期限の末日とする。

ロ . 消費税の課税方式、課税期間、仕入控除税額計算方式の 2 年間継続適用の規定を廃止する。

ハ . 免税事業者及び簡易課税事業者の判定は、基準期間を廃止し、当該課税期間の課税売上高によること。

### ( 2 ) 増加する消費税滞納への対応

平成 15 年度改正により免税点が引き下げられ、新たに課税事業者が急増したことにより昨今の消費税の滞納件数が他の税に比べて際立っている。現行制度では前事業年度の消費税額が 60 万円以下の事業者は中間申告が認められず、それを超える税額の事業者は税額に応じて中間申告の回数が決められている。しかし滞納防止の観点から、課税額の多寡によらず自ら希望する場合は中間申告ができ、その回数も任意に選択できるよう制度を改めるべきである。

### ( 3 ) 申告期限の延長制度の創設

法人税では、申告期限までに決算が確定しない等の理由がある場合、申告書の提出期限を 1 ヶ月間延長できるのに対し、消費税ではこのような延長制度がない。一般的に消費税の税額計算及び申告は、法人税の決算や申告と同時並行で行われることから、法人税の申告期限の延長を受けた法人企業は、消費税の申告について期限後申告となり無申告加算税を課される恐れがある。納税者の利便性を図る観点から、消費税においても 1 ヶ月間の申告期限の延長措置を創設するべきである。

### ( 4 ) 仕入税額控除の要件緩和

現行制度では仕入税額控除の要件として、帳簿及び請求書等を保存し、なおかつ仕入先の名称、仕入の年月日、資産又は役務の内容等を記載しなければならず、法令上、

法人税や所得税よりも厳格な記帳水準が要求されている。このため法人税や所得税の所得計算上、仕入の事実が認定されているにもかかわらず、消費税の仕入税額控除が否認される事例が発生している。

一方で実務上は、課税仕入れの相手先が特定できる場合には、厳格な記載を求めない柔軟な運用がされており、法解釈と実務が乖離している。

そこで、事業者の納税事務負担の軽減、課税側の徴税コスト削減等の観点から、例えば請求書等に上記事項の記載がある場合は、帳簿への記載事項を一部省略できるようにするなど、仕入税額控除の要件を法令上、緩和するべきである。

#### (5) 個別消費税等との二重課税の解消

消費税は、個別消費税(たばこ税、酒税、石油石炭税など)や印紙税との二重課税になっている。さらに二重課税から生ずる負担は、個別消費税が課されている石油製品や自動車関連等の一部の商品・サービスに偏っていることから、特定の業界や消費者に税負担が集中する結果となり、公平性を欠いている。消費税と二重課税となっている以下の税について、縮小・廃止・調整措置を講じるべきである。

- イ．石油に課せられる税(揮発油税、地方道路税、石油ガス税、石油石炭税など)
- ロ．自動車に課せられる税(自動車取得税)
- ハ．嗜好品に課せられる税(酒税、たばこ税、たばこ特別税)
- ニ．その他の税(印紙税、ゴルフ場利用税、建物に係る不動産取得税、入湯税、法人事業税の外形標準課税)

### ・経済社会の変化に対応した税制

#### 1. 個人所得税に係る控除制度の見直し

##### (1) 児童税額控除制度の創設

わが国では子供を持つ家庭における子育て費用は年々増加しており、経済的制約から子供を持つことを躊躇することがないよう環境整備が必要である。税制面では義務教育終了までの児童を対象に、「児童税額控除」(仮称)を創設し、子供の数に応じた税負担の軽減を図るべきである。

##### (2) 給与所得控除・退職所得控除・配偶者控除の見直し

個人所得税の諸控除の見直しにあたっては次の諸点を要望する。

- イ．全就業者の8割を占める給与所得者に関わる給与所得控除の見直しは、現下の経済情勢では、とりわけ消費や景気へ及ぼす影響が大きく慎重な議論が必要である。
- ロ．退職所得控除は、人材の流動化が進んでいる現状に鑑み、勤続20年で控除額が大きく変化する現行制度を改め、勤続年数の長短に拘わらず退職所得の一定割合を控除する仕組みにするべきである。
- ハ．配偶者控除は、配偶者の家事労働による貢献度、共稼ぎ世帯や事業所得者とのバランスを考慮して、扶養控除から独立して創設された経緯があり、そもそも配偶者の最低生活費部分を除外するための控除であるので、現行制度のまま存続すべきである。

##### (3) 介護費用に係る所得控除制度の創設



今後の高齢化社会に向けて、高齢者及びその家族を支援するため、介護費用の負担軽減を図る必要がある。そのため介護に要する費用については、現在医療費控除の対象外となっている介護費用(認知症対応型共同生活介護に関する費用など)も含めて、個々人が負担する介護費用に係る所得控除制度を新たに創設すべきである。

また、個人が民間介護保険に加入した場合の保険料について、現行の生命保険料控除の対象枠内(限度額:所得税5万円、住民税3.5万円)で所得控除が可能だが、同控除は介護保険のほか、生命保険、医療保険・ガン保険等も対象となっている。介護保険への加入を促す観点から、現行の生命保険料控除と区別して、介護保険料控除を新たに創設すべきである。

## 2. 寄附金に関する税制の拡充

### (1) 公益法人制度改革に伴う税制

公益社団法人・公益財団法人に対する課税のあり方

公益法人制度改革により、新たな非営利法人制度が平成20年12月までに施行される。新制度の下で第三者機関により公益性を認定された社団法人及び財団法人(以下、公益社団法人・公益財団法人とする)への課税について以下のとおり要望する。

#### イ. 法人課税

各事業年度の所得のうち収益事業から生じた所得以外の所得及び清算所得に対して法人税を課さないとする現行の公益法人の取り扱いを適用するとともに、収益事業課税が公益活動の支障とならないよう、現行のみなし寄附金制度を大幅に拡充し、収益事業からの収益を本来の公益目的事業に繰入れた場合の損金算入枠(現行:所得金額の20%)を、大幅に拡大すべきである。

#### ロ. 金融資産収益に対する課税

金融資産から生ずる利子・配当等の収益は、公益活動を支える重要な財源であり、非課税とすべきである。

公益社団法人・公益財団法人に対する寄附金税制のあり方

公益社団法人・公益財団法人は、税制上、寄附金優遇の対象法人として取り扱うこととし、それに対して寄附を行った個人や法人に対して、少なくとも特定公益増進法人、認定NPO法人と同様の寄附金優遇を認めるべきである。

公益信託等、他の公益制度との均衡

公益社団法人・公益財団法人への課税や寄附金税制の制度設計にあたっては公益信託等、民間資金を活用して公益活動を行う他の制度とのバランスを勘案しながら進めるべきである。

一般社団法人・一般財団法人に対する課税のあり方

新制度の下で第三者機関による公益性の認定を受けない社団法人及び財団法人(以下、一般社団法人・一般財団法人とする)への課税について以下のとおり要望する。

イ. 公益活動の担い手を確保・育成する観点から、一般社団法人・一般財団法人に対して営利法人と同等の課税とするのではなく、人格なき社団等と同等の税制優遇措置は維持すべきである。

ロ. 一般社団法人・一般財団法人のうち、「専ら会員のための共益的事業活動を行う非営利法人」については、会費だけでなく、寄附金、補助金、助成金等も非課税とすべきである。

## (2) 法人や個人による寄附を促す税制措置の拡充

### 法人税の損金算入限度額の拡充

特定公益増進法人、認定 NPO 法人、公益社団法人・公益財団法人に対して寄附を行った法人の損金算入限度額（現行：所得金額の 1.25% + 資本等の金額の 0.125%）を大幅に引き上げるべき。

### 控除限度超過額の繰越制度の導入

法人税の損金算入限度額および所得税の所得控除限度額について、アメリカやフランスと同様に、それぞれ繰越制度(5 年程度)を導入するべき。

### 個人住民税に係る寄附金税制の拡充

今年実施された税源移譲により、個人にとって住民税の負担は従来よりも高くなっていることから、個人住民税に係る寄附金税制を次のとおり拡充すべきである。

イ．所得控除の適用下限限度額(現行：10 万円)を 5,000 円に引き下げるとともに、控除限度額（現行：総所得の 25%）を 40%に引き上げるべき。

ロ．所得控除が認められる寄附の対象団体として、納税義務者の住所地に所在する公益性の高い非営利法人（公益財団・公益社団法人、特定公益増進法人、認定 NPO 法人）を加えるべき。

## (3) 認定 NPO 法人の認定要件の緩和および認定期間の延長

### 認定要件の緩和

NPO 法人は、現在 3 万超設立されているが、寄附金優遇措置のある認定 NPO 法人については、まだ 70 程度しか認められていない。認定要件を緩和し、認定 NPO 法人数を増加するべき。

### 認定期間の延長

現在 2 年に一度である認定の見直しについて、本来活動に専念できるよう、認定期間を 3 年以上に延長すべき。

## 3. 土地・住宅税制の見直し

### (1) 土地の所有権移転登記等の軽減税率の延長等

2007 年公示地価では 16 年ぶりに全国平均の地価が上昇に転じたが、これは三大都市圏の平均上昇率が地方平均の下落率を上回ったことによるものにすぎず、地方では依然として資産デフレの状況が続いている。そのため土地の流動化を促進し、土地の有効利用を引き続き推進する必要がある。

本格的な個人消費の拡大が待たれるなか、土地・住宅税制に関して以下のとおり特例措置を延長または拡充すべきである。

#### イ．土地の所有権移転登記等の軽減税率の延長

(売買による所有権の移転登記の軽減税率 1% (本則税率：2%)、及び所有権の信託登記の軽減税率 0.2% (本則税率：0.4%))

#### ロ．新築住宅に係る固定資産税・都市計画税の 2 分の 1 減額特例の延長

(一定の新築住宅(中高層耐火共同住宅)について 3 年間(5 年間)、床面積 120 m<sup>2</sup> までの部分)

#### ハ．住宅取得資金等に係る相続時精算課税制度の特例の延長

(住宅取得資金等の贈与について、2,500 万円の非課税枠に 1,000 万円上乘せ)

二．住宅に係る耐震改修促進税制の拡充

(耐震改修工事の費用の10%(上限:20万円)を所得税額控除。耐震改修促進のため適用要件を緩和)

ホ．地震防災対策用資産の特別償却制度の延長

(耐震改修工事に伴い取得等をする建物部分の取得価額の10%の特別償却)

(2) 家屋および償却資産に係る固定資産税の見直し

家屋に係る固定資産税の評価額は、現行制度では再建築価格方式によって算定されている。しかしながら、建築後の年数が経過しても一向に評価額が下がらない建物があるなどの問題点がある。評価の適正化、有効利用促進の観点から、固定資産税に係る家屋(建物)の評価方法を抜本的に見直すべきである。

また、法人税の減価償却制度の見直しを機に、償却資産にかかる固定資産税についても償却可能限度額については備忘価格を残して全額を償却できるようにするべきである。さらに、諸外国において償却資産に固定資産税を賦課している例はなく、最終的には廃止も含めた見直しが必要である。

(3) 事業所税の廃止

事業所税は、都市の集積の利益を求めて企業等が都市に集中することに伴って各種の財政需要が増加することに鑑み、都市の行政サービスと所在する事業所との受益関係に着目して課税する目的税である。しかし、応益課税という観点からは固定資産税や法人事業税の外形標準課税との二重負担であり、特に産業及び人口集積度の高い都市部に立地する企業にとって不当な負担となっていることから、廃止するべきである。

#### 4．地球温暖化ガス削減に向けた税制の導入・拡充

日本は京都議定書で2008～2012年の年間平均で温暖化ガス排出量を1990年に比べて6%削減することが義務付けられている。しかしわが国の温暖化ガス排出量は、2005年時点で1990年に比べてむしろ7.8%増加している。また、6月のハイリゲンドラム・サミットでは、2050年までに排出量を少なくとも半減させるとの議長総括が発表され、世界的に温暖化対策が今後一層加速すると予想される。

以上のことからわが国も目標達成に向けた全国的な取り組みが不可欠であり、特に削減が遅れている民生(家庭・業務)部門や運輸部門を念頭に対策を講じる必要がある。

税制面では、温暖化ガスの総排出量に応じて課税する環境税のような経済統制的な手法ではなく、「環境と経済の両立」という大原則のもと、温暖化ガス削減へのインセンティブを付与する観点から、例えば下記のような施策を導入・拡充すべきである。

イ．今年度末で期限切れを迎えるエネルギー需給構造改革投資促進税制(エネ革税制)について、対象設備をオフィスの照明や空調などを組み合わせたシステム導入等にも拡大したうえで延長するとともに、省エネルギー設備や新エネルギー設備を導入する中小企業への税制優遇措置や融資制度の拡充

ロ．屋上・壁面緑化を施した建築物や一定の省エネ基準を満たした住宅等に対する固定資産税・都市計画税の軽減措置、そのような改修に要した費用の所得税額控除制度

ハ．家庭における省エネ家電への買い換えを促進するインセンティブ税制の導入

## 二．クリーンディーゼル車などの環境対応車を購入する個人や企業への自動車取得税引き下げ等の税制優遇策の拡充

### ・納税環境の整備と納税意識の向上

#### 1．納税環境の整備

##### (1) 納税者番号の早期導入

納税者番号制度は、個人の所得の捕捉状況を改善することで課税に対する不公平感を是正し、税務行政の情報化を推進して行政効率を向上させる。さらに税制全体で見ると、個人所得課税の水平的公平性の向上に貢献するものであり、今後、増大する国民負担を、消費課税に偏ることなく、各自の担税力に応じて公平に分担することを可能にし、バランスの取れた税制を構築することにもつながる。

今後、導入コスト、セキュリティの確保、プライバシーの保護に充分配慮しつつ、平成 19 年度与党税制改正大綱の検討事項に明記されたとおり、納税者番号制度の早期導入に向け、具体的な検討を進めるべきである。

また、納税者番号の制度設計にあたっては、将来的に医療・年金などの社会保障関連の記録を管理する「社会保障番号」制度と一元化することを視野に入れて検討すべきである。

##### (2) 電子申告・納税制度の普及

納税者の事務負担の軽減や徴収コストの削減のためには電子申告・納税の普及は欠かせない。国税については既に e-Tax が全国的に稼働し、地方税については eLTax が各都道府県、市町村へと段階的に導入されている。

e-Tax については昨年度の税制改正において、5,000 円の税額控除制度が創設されるなど普及促進策が講じられ、利用率が向上している。しかし 50% という最終目標には程遠く、今後も納税者の立場にたったシステムの改善、安全性の向上、あるいは利用者への一層の税制上のインセンティブ付与等を通じて制度普及への取り組みを引き続き強化していくべきである。

eLTax については、現在、導入している自治体は 47 都道府県と政令指定都市を中心とする 16 市に限られている。平成 20 年 1 月に一般市町村にも拡大されるが、e-Tax と同様に納税者に対する普及努力が必要不可欠であり、総務省及び各地方自治体の積極的かつ統一的な取り組みを期待する。

##### (3) 地方税の納税手続きの簡素化・合理化

三位一体改革による国から地方への税源移譲に伴い、今後、地方自治体が税務行政において果たす役割は大きくなるものと予想される。しかし既に地方税の滞納に苦慮している地方自治体は多く、国税と異なり地方税の徴収については専門官が養成されておらず、様々な非効率が存在しているとの指摘もある。

また、納税者の立場から見ると、特に複数の都道府県や市町村にまたがって事業所を展開している企業にとって、地方税の納税事務に係るコストが大きな負担になっており、その軽減に向けた各地方自治体の取り組みが望まれるところである。

このようなことから、今後、地方税の徴収率の向上や徴収事務の効率化・高度化、そして納税協力費用の抑制に向け、全国的に各地方自治体は下記の取り組みを強化すべきである。

- イ．個人情報の保護等に十分配慮したうえで、徴収事務の民間への業務委託を進めること。
- ロ．自治体の収納窓口、銀行・郵便局での直接納付・口座振替に加えて、コンビニエンスストアでの収納、クレジットカードによる収納、電子収納など収納方法を拡大すること。
- ハ．納税者の利便性向上の観点から、都道府県及び市町村など自治体毎に異なる書類の様式や納付期限等を統一すること。
- ニ．都道府県とその地域内にある各市町村の賦課徴収事務の一元化を進めること。
- ホ．以上のような取り組みを通じて、徴収事務の効率化や税務職員の削減を進め、地方税の徴税コストの低減に努めること。

#### (4) 苦情処理機関の中立性の確保・整備

現在、課税処分不服があった場合の救済手段として国税不服審判所が存在している。しかしながら、国税不服審判所の審判官のほとんどが税務行政の執行機関に属していた国家公務員であり、任期満了後はまた元の税務行政執行機関に戻ることが多く、独立性が確保されているか疑問の余地がある。そのため、裁判官からの任用や税法研究者、弁護士・税理士など民間人からの審判官への登用を進めるための環境整備を進め、現行の国税不服審判所の中立性の確保・向上に務めるべきである。今年、一部の国税不服審判所において税理士が任期付職員として採用されたが、その数は僅かであり、今後さらなる拡充が望まれる。

地方税についても、各地方自治体に不服申し立て機関が設置されているが、課税当局が窓口となっており、国税と同様に中立性を確保・向上する努力が必要である。両者を統合した不服審判所を設置することも含め、課税処分不服があった場合の救済手段として一層の整備を図るべきである。

## 2. 納税意識の向上と行政による情報開示の徹底

### (1) 個人の申告納税機会の拡大

少子高齢化に伴い、税と社会保険料をあわせた国民負担が増加していく中で、国民一人一人が税に対する関心を高め、効率的かつ効果的に税金が使われているかをチェックしていくことが必要となってくる。

しかしながら、わが国では古くから源泉徴収制度が採用され、さらに最近では消費税の総額表示が導入されるなど、大多数の納税者にとって税を意識する機会が少なくなっており、税に対する関心の低下を招いている。そのため、給与所得者の申告機会を拡大するなど、個人の納税意識を高める仕組みを整備していくべきである。

### (2) 行政の情報開示の徹底

行政の情報開示については、公会計制度の改革により、国及び地方自治体で企業会計の作成手法を部分的に用いた財務書類が作成されている。

しかし、国においては財務書類の開示のタイミングがタイムリーに行われていないこと、政策別のコスト情報が開示されていないこと等の問題点があり、地方自治体においては最も基礎的な資産負債状況を表す「普通会計バランスシート」でさえ、その作成割合が60%程度にとどまっており、さらに各自治体が準拠する会計基準の統一も充分に進んでいない状況にある。

国、地方ともに多額な長期債務を抱えるなか、その財政状況を迅速かつ適切に会計

情報として整理し、政策評価のツールとして活用することは一層重要となる。複式簿記や発生主義の長所も採り入れながら公会計制度の一層の整備を図り、国民や住民が自らの納めた税や社会保険料等の公的負担が効率的かつ適切に使われているかをチェックできるように情報開示を徹底すべきである。

以 上

|  |
|--|
| 平成19年度第7号<br>平成19年9月13日<br>第585回常議員会決議 |
|--|